

タブレット等業務用モバイル端末機器及び通信サービス等の  
賃貸借契約に係る仕様書

令和7年2月26日  
社会福祉法人群馬県社会福祉協議会

## 目次

1. 総則	3
1.1 業務名	3
1.2 調達背景及び目的	3
1.3 調達品目	3
1.4 保守	3
1.5 構築期間	3
1.6 積算範囲	3
1.7 その他	4
2. 責任範囲	4
2.1 委託範囲	4
2.2 機器の設置場所	4
2.3 機器設置時の配線	4
2.4 稼働サービス要件	5
3. 調達機器	5
3.1 調達機器の前提条件	5
3.2 調達機器の特性	5
3.3 調達機器性能	6
3.4 調達機器機能	7
4. 通信サービスの提供	7
4.1 セルラー通信方式	7
4.2 インターネット接続	8
4.3 データ通信料	8
5. 調整事項	8
5.1 提出物	8
5.2 調整について	8
5.3 構築場所	8
6. その他	8
6.1 機密保持契約	8
6.2 期間満了時等の取扱い	9
6.3 記載外事項	9

## 1. 総則

### 1.1 業務名

タブレット等業務用モバイル端末機器及び通信サービス等の賃貸借契約

### 1.2 調達の背景及び目的

資金生活福祉資金特例貸付業務遂行に伴い、既存ネットワークへの接続、クラウドサーバへの接続、各種クラウドソフトウェアの利用などを通して業務を行うためのモバイル端末及び通信サービス等の賃貸借契約（3年間）を行うものである。

### 1.3 調達品目

- (1) タブレット等業務用モバイル端末機器（キーボード、充電アダプタ含む）
- (2) 上記端末の3年延長保証
- (3) ウイルス対策ソフトウェア
- (4) キャリアメール
- (5) 端末設定
- (6) 通信サービスの提供

### 1.4 保守

本業務にて導入する端末は3年間の保証延長（計3年の保証）を付与すること。また、保守条件は以下を全て満たすこと。

- (1) 保証適用範囲は自然故障、物損（破損、水濡れ、水没等）及び盗難・紛失とし、盗難・紛失については警察の届け出を行ったうえで一定期間発見されなかった場合に対象とし、代替品を適用できること。
- (2) 消耗部品である内蔵バッテリーについて、12ヶ月経過毎に1度無償で交換可能なこと。
- (3) 故障発生時、申告から1週間以内に代替機を指定の住所に発送すること。
- (4) 購入時に同梱されている付属品がある場合は、同様に保証すること。
- (5) 金額上限を設けず、新品交換後も含め何回でも修理できること。
- (6) 新品交換時も保証が終了せず、保証が継続すること。
- (7) 修理受付可能な365日間問合せ可能な電話、電子メールを設けること。

### 1.5 構築期間

令和7年3月28日までの納品とする。なお、導入機器の仕様・型番は全台統一するものとする。

### 1.6 積算範囲

本事業に関する費用は、「2.1 委託範囲」に示す内容をもとに積算し入札することとする。

なお、端末および端末設定、必要経費等（事務手数料、ユニバーサルサービス料、ライセンス料、保守料金、通信費用など）一切の経費を含めること。

## 1.7 その他

- (1) 本仕様書に記載した機能及び性能は基本仕様であり、これを上回る性能であっても可とする。但し、製品名の記載がある製品は指定とする。
- (2) 契約は3年間の賃貸借契約（長期継続契約）とする。本会、落札業者の2者で賃貸借契約を締結し、本会は落札業者に対して賃貸借料を支払うものとする。なお、契約開始は令和7年3月28日からを予定し、支払い方法は月額料金として使用の翌月以降に請求書を受領のうえ支払いを行うものとする。
- (3) 内訳書として、期間を3年とした場合の総額並びに各会計年度の総額を作成すること。
- (4) 本業務を実施するにあたり、機密保持契約を締結のうえ、機密保持契約、個人情報保護条例、情報セキュリティポリシー（総務省作成の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準ずる）を遵守しなければならない。なお、再委託先についても同様とし、再委託を行うものは、委託先に周知させるとともに遵守させなければならない。
- (5) 保証延長3年を付属すること。保証の内容は1.4 保守の項目を参照のこと。

## 2. 責任範囲

### 2.1 委託範囲

本業務で委託する内容は、以下とする。導入機器および設定内容については、「3. 調達機器」で示す性能および機能を全て満たすこととする。

- (1) 本仕様書に記載される機器の調達
- (2) ソフトウェアインストール、設定、動作確認
- (3) クラウドサーバへの接続設定、動作確認
- (4) 梱包物の破棄
- (5) 本業務の完成図書（詳細は「5.1 提出物」を参照）
- (6) 修理手配、リカバリおよび再設定の際に発生する諸費用
- (7) 通信契約に関する契約手続き及び維持

### 2.2 機器の設置場所

本事業の調達機器は、本会及び各市町村の社会福祉協議会内に本会にて設置を行う。

### 2.3 機器設置時の配線

本事業による調達機器の設置器具および接続ケーブルの調達は、選定業者の責任において行うこととする。

## 2.4 稼働サービス要件

今回の調達範囲である業務用端末は、本会及び県内市町村社会福祉協議会の事業所内や出先等での業務使用を想定している。本事業の導入にあたり、既に構築・設定済みのクラウドサービスへ影響が発生しないように留意して作業を行うこと。影響が発生する可能性がある場合は事前に本会と協議を行ったうえで作業を行うこと。

## 3. 調達機器

本仕様書に記載された仕様を満たした機器を選定すること。調達機器およびソフトウェアの数量は以下の通りとする。

- (1) タブレット 60台
- (2) 上記端末対応キーボード 60個
- (3) 上記端末対応充電アダプタ 60個
- (4) 上記端末の3年間延長保証
- (5) ウイルス対策ソフトウェア
- (6) キャリアメール

### 3.1 調達機器の前提条件

本事業において調達対象となる機器の前提条件は以下の通りである。

- (1) 本仕様書に記載される調達物品の技術的要件は全て必須の事項であり、対象となる機器のスペックに関しては記載されている仕様を満たした機器の選定を行うこと。
- (2) 必須の事項は、本会が必要とする最低限の要求要件を示しており、調達機器性能がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には、要求要件を満たした機器の再選定を求める。この場合は、調達業者の負担で行うこと。
- (3) 調達機器の性能が技術的要件を満たしているか否かの判定は、提出書類となっている導入機器等提案書（機器装置名・製造元名・型式及び数量などが記載されているもの）とカタログ等で実施する。
- (4) 提案する機器及びソフトウェアは入札時点で原則として製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器及びソフトウェアにより提案する場合は、納入期日までに製品化され納入可能である事を記載した書類を対象メーカーより入手し添付すること。
- (5) 提案する機器の仕様を「(別紙2) 導入機器等提案書」に明記し、入札参加申込の際に併せて提出すること。

### 3.2 調達機器の特性

本事業において調達対象となる機器の特性要件は以下の通りである。

- (1) 本仕様書に記載される機器は、法令関係に定める規定を全て満たすこと。
- (2) 製品に使用する部品は JIS 規格が定められている場合、JIS 規格に準拠した製品を選定すること。また、選定機器は可能な限り低消費電力化を図ること。
- (3) 機器の選定において、RoHS 指令対応か非対応かの選択の余地がある場合、RoHS 指令に対応した製品を選定すること。
- (4) 通信販売/PC ショップで購入した製品は不可とする。
- (5) 群馬県内に本社、または支店を有すること。

### 3.3 調達機器性能

本業務で調達するタブレットの性能要件については、以下の通りとする。

項目	仕様
通信端末の種類	タブレット等業務用モバイル端末機器
新品・中古の別	新品であること
OS	Android 14 以上または iPad OS 17 以上
通信規格	LTE 対応
画面サイズ	10 インチ以上
バッテリー容量(内蔵電池)	4000mAh 以上
内蔵メモリ(RAM)	4GB 以上
内蔵メモリ(ROM)	64GB 以上
通信端末本体重量	530 グラム以下
防水機能	IPX5 / IPX8
防塵機能	IP6X
本体セキュリティ	画面ロック機能を有する端末であること
ネットワークセキュリティ	必要なセキュリティサービスを利用できる通信端末であること
通信機能の規制	管理者が規制できる通信端末であること
付属品	充電器(新品)、キーボード(新品)

<p>納入時の設定等</p>	<p>ア 導入と同時に、導入した通信端末や通信サービスを滞りなく使用することができるよう、通信端末や通信サービス等の初期設定を実施すること。</p> <p>イ kintone について、滞りなく起動し業務を遂行できるように設定を行うこと。</p> <p>ウ ウイルス対策、及びセキュリティ管理を含め安全に動作するよう配慮すること。</p> <p>エ MDM 端末管理ソフト (MDM) を調達し、各端末に導入すること。構成プロファイルの適用を行い、各種機能制限等デバイス構成の設定・変更を発注者と協議の上行うこと。</p>
<p>台数</p>	<p>60 台</p>

### 3.4 調達機器機能

本業務の調達機器について、全てのソフトウェアが正常に稼働するために必要な機能を備えること。また、セキュリティ管理を含め障害なく安定動作するよう配慮すること。

機能要件としては以下の通りとする。

#### (1) 設定作業

(ア) 受託者は、ウイルスバスタービジネスセキュリティサービスのライセンスを調達の上適用し、万全なウイルス対策を施すこと。適用方法については本会との確認のうえ実施すること。

(イ) 受託者は、本会がライセンスを有する kintone について、滞りなく起動し業務を遂行できるように設定を行うこと。適用方法および詳細設定については本会との確認のうえ実施すること。

(ウ) Google アカウントの作成が必要となった場合は、本会と確認のうえ実施すること。

## 4. 通信サービスの提供

### 4.1 セルラー通信方式

(1) タブレット型端末で利用可能な LTE または 5G 通信方式で接続できるものとし、安定的に利用できること。

(2) 1 か月あたり 1 台に対して 20GB 以上のデータ通信料を含むこと。

(3) 日本国内にて自社設備でのサービス提供、基地局整備が完了している通信サービスであること。(対象エリアは以下人口カバーエリアとする。)

(4) 4G サービスにて、人口カバー率 99.9% を提供している通信サービスであること。

(5) 自社設備による提供サービスを 10 年以上提供している通信サービスであること。

## 4.2 インターネット接続

インターネット接続が可能であること。あわせて、ISP 契約（インターネット接続サービスに関する契約）を含めること。

## 4.3 データ通信料

調達する全ての回線で、シェアして利用するサービス形態であることとし、以下の要件を満たすこと。

- (1) 回線ごとに使用したデータのシステム量が管理でき、シェアしているデータ通信総量を管理者にて確認できること。
- (2) シェアしているデータ通信総量が契約上限を超えた場合でも、追加料金負担なく速度低下した状態で利用できること。

## 5. 調整事項

### 5.1 提出物

導入機器及び通信契約情報を提出すること。

### 5.2 調整について

クラウドサーバへの接続や、ソフトウェア障害が発生することの無いように努めること。設定した機器に万一障害が発生した場合は、問題解決に向けて速やかに且つ確実な対応を講じること。その際に障害内容が受託者の責任によるもので、修復に何らかの対応が発生した場合は、受託者がそれにかかる費用を負担すること。またその費用は本事業の積算範囲とする。

### 5.3 構築場所

本事業において、調達機器に対して機器複製用の媒体の提供は行わない。構築作業場所は本事業調達者での準備とする。また、同様に作業時や納品物として物品が必要になる場合も本事業調達者が負担すること。

移行が円滑に行なえるよう、調達機器の搬入時期や搬入場所については、業者決定後にスケジュールを本会と協議するものとする。

## 6. その他

### 6.1 機密保持契約

- (1) 本事業により知り得た個人情報、その他の機密情報を第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。本事業の遂行において、前項の義務を遵守するための秘密保持誓約書を締結する等、秘密保持について必要となる措置を行うこと。機密保持契約に必要となる書類は本事業調達業者が提出すること。

- (2) 機密情報については、納品及び保守等本仕様で示す作業の目的の範囲内でのみ使用するものとする。

## 6.2 期間満了時等の取扱い

解約及び借入期間満了時には、提供物品を回収すること。なお、回収に要する費用は受注者の負担とし、機器内部の情報を復元不可能な状態にする消去措置を施すこと。

## 6.3 記載外事項

本仕様書の記載内容に、疑義が生じた場合は、本会と協議すること。  
また、協議内容に関しては議事録として提示を行うこと。

以 上